

414
393
2

今便河没并向後扶櫓
具人河没不致後中少也

二口無國產文物
一、石中少也

相州河没

相州河没扶櫓河没并右記

相州河没扶櫓河没并右記
其内未着其成也

相州河没扶櫓河没并右記

支那海高河没
急棧彼是相高
中一矣多之日前
之也別紙
其の助出望方兼の身
名フラントシ公原書碑也
丁の折又神戶方版
高之役送百回子手書
河没方是又中一也

A 1 2 3 4 5 6 M 8 9 10 11 12 13 14 15 B 17 18 19

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30

機ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ

機ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ
機ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ
機ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ

相ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ
機ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ
機ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ



支那海ノ記ノ
機ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ
機ノ家ノ大伴ノ末孫ノ列ノ録ノ

其ノ所ノ出ノ里ノ者ノ兼ノ者
名ノラントニ今ノ原ノ書ノ碑ノ
丁ノ所ノ又ノ神ノ戸ノ方ノ版
立ノ之ノ後ノ道ノ白ノ洞ノ子ノ者
何ノ度ノ者ノ是ノ又ノ中ノ之ノ者

前又源後之備案者港前自
右代政府之由損費之小處
延フランドレヤ國

見
今收後載
私に附械
私に附械

右械、源後より至るもの、其の
外に、横濱、東京、京都、大阪、
其の他、各處に、其の組、合、
を、其の、右、代、政府、に、
延、付、せ、し、め、し、た、り、し、
候、に、由、り、し、た、り、し、
候、に、由、り、し、た、り、し、

レ、今、私、支、那、海、を、
今、私、支、那、海、を、
今、私、支、那、海、を、
今、私、支、那、海、を、
今、私、支、那、海、を、
今、私、支、那、海、を、
今、私、支、那、海、を、
今、私、支、那、海、を、

其の、右、代、政府、に、
延、付、せ、し、め、し、た、り、し、
候、に、由、り、し、た、り、し、
候、に、由、り、し、た、り、し、
候、に、由、り、し、た、り、し、
候、に、由、り、し、た、り、し、
候、に、由、り、し、た、り、し、
候、に、由、り、し、た、り、し、

己丑年七月廿七日

昨夕兼英工ルレノ一私支那海軍況況
 以事一ハ付る夫以今憲械彼是個事
 所推法るハ其ハ一ハ中一ハ多クハ日新
 年ハ多クハ振動年をハ別紙ハ通
 取斗一ハ中一ハ存其ハ此ハ堅者兼兼
 此相後中一ハ度者ハラントハ原書得也
 差出度弓入此現中一ハ折又神戶方版
 与一ハ与一ハ傳信機取立一ハ後送日同ア与一ハ
 付右此報兼知信度者是又中一ハ与一ハ



以長之中心也

十二月

系天

地之厚也

伊蘇大為少輔椽